

令和8年1月28日

支出負担行為担当官  
防衛省大臣官房会計課  
会計管理官 平下 一三  
(公 印 省 略)

## 公 示

下記の内容により公募するので応募されたい。  
なお、本公募に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

## 記

## 1. 件 名

令和8年度人事・給与情報システム アプリケーション改修等役務

## 2. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

## 3. 応募条件

- (1) 中央省庁等または、防衛省において使用する人事・給与情報システム（以下「人給システム」という。）と同様のデータベース（PostgreSQL）で実行される、人事業務もしくは給与業務が含まれたシステムのアプリケーション設計開発又は改修業務を履行した経験を有すること。（過去の実績における、人事業務もしくは給与業務が含まれたシステムのアプリケーション設計開発又は改修業務をPostgreSQLで実行した事が証明できる、契約書類等の写しの提出）
- (2) 人給システムと同様のWeb/APサーバ等の構成（データベースはPostgreSQLを採用）を有し、人給システム27万人分の疑似データを準備した状態での単体テスト・結合テストを実施できる環境が整備されていること。（人給システムと同様の試験環境を有していることを証明できる書類（サーバ構成図、データベースの仕様書等）又は、環境を計画通り構築できる事を証明できる書類を提示）
- (3) 人給システムと同様の環境において、修正した機能及び修正した機能以外の既存機能を組み合わせたアプリケーションが正常に稼働し、また要求事項を満たすことを確認するための技術及び知見を有していること。（人給システムと同様の試験環境において実施した試験の過去実績、又は、具体的な技術及び知見を有している事を証明できる書類を提示）

## 4. 応募要領

- (1) この公募に応募を希望する者は、応募条件を満たすことを証明する資料、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し、仕様書2.8 b) 1)～4)に定める本役務の実施体制並びに仕様書3.5.1 a)～c)に定める情報保全に係る履行体制に関する資料（詳細は別に示す）を令和8年2月13日（水）12:00までに提出しなければならない。
- (2) 問い合わせ先  
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 電話03-3268-3111（代）  
ア 仕様書等の交付場所、応募条件を満たすことを証明する資料等の提出先について  
防衛省大臣官房会計課契約係 高瀬 内線20826（庁舎A棟10階）  
Email takaseshi@ext.mod.go.jp  
イ 応募条件について  
防衛省大臣官房会計課物品管理係 内線20816（庁舎A棟10階）  
Email naikyoku\_chotatsu\_mailmagazine@ext.mod.go.jp

## 5. 資料提出に当たっての留意事項

- (1) 提出資料に虚偽の記載があった場合は、本公募の応募資格を失うものとする。

- (2) 資料提出に要する費用は、応募者の負担とし、提出された資料は返却しないものとする。
- (3) 提出期限以降の資料の差し替え及び再提出は認めないものとする。

#### 6. 提出資料の審査及び結果の通知

- (1) 資料の提出者は、提出資料について説明を求められた場合にはその都度説明をしなければならない。  
また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。
- (2) 資料を提出した者に対し、指名候補者の資格の有無について審査した結果を通知する。

#### 7. その他

- (1) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (2) 契約締結日までに令和8年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。